



箱根町記者発表資料

新規創業融資の創設及び新規創業促進補助金制度の拡充について

新規創業融資 *New*

1 目的

創業の裾野を広げ、創業者を後押しするため、国の特定創業支援等事業を活用した方に対し、新規の創業資金や創業後の事業資金を円滑に調達できるよう支援する町独自の融資制度を創設しました。

2 内容

- [要件] 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による町長の証明を受けていること。
- [資金使途] 運転資金、設備資金
- [融資限度額] 3,000,000円
- [融資期間] 3年以内（据置6か月以内）
- [融資利率] 年利1.6%〔固定〕
- [信用保証料] 町が全額補助します（100円未満切捨）
- [利子補給補助] 1回目から12回目（1年間）の支払利子を町が全額補助します（100円未満切捨）
- [取扱金融機関] さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行
- [申請書類配布] 原則、箱根町ホームページからのダウンロード
ホーム > 事業者の方へ > 創業支援 > 箱根町制度融資



箱根町新規創業促進補助金

1 目的

国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方に対し、残りの半額相当額を補助しています。このたび、これに加えてその他創業に必要な経費の一部を補助する「創業支援補助金」を創設しました。

2 内容

① 創業支援補助金 *New*

[補助対象者]

「特定創業支援等事業」を受け、町の証明を受けた者（小田原箱根商工会議所の創業相談窓口において、経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の創業相談指導を1カ月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身についたと認められる者）

[補助対象経費]

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
- (2) 店舗等借入費

店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費等

(3) 工事費

町内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用

(4) 広報費

販路開拓に係る広告宣伝費、印刷製本費、ホームページ制作に係る委託費、展示会出展費用等

[補助金限度額] 対象経費の1/2以内、上限10万円

② 登録免許税補助金

[補助対象者]

- ・ 事業を営んでいない個人又は開業届に記載した開業日から5年を経過していない個人事業主で、令和4年4月1日以降に新たに会社を設立した者
- ・ 「特定創業支援等事業」を受け、町の証明を受けた者（小田原箱根商工会議所の創業相談窓口において、経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の創業相談指導を1カ月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身についたと認められる者）

[補助金限度額] (1) 株式会社 7万5千円

(2) 合同会社、合名会社又は合資会社 3万円

[申請書類配布]

原則、箱根町ホームページからのダウンロード

ホーム > 事業者の方へ > 創業支援 > 箱根町新規創業促進補助金



町長コメント

町内で新たに事業を始める創業者を後押しするため、創業者向けの融資メニューを創設し、さらに創業時に必要な経費を補助する補助金制度を拡充します。これにより、産業及び雇用の創出による地域経済の活性化を図ります。

これらの支援策を活用していただき、箱根という観光地の魅力アップ・地域の活性化につなげていただきたいと思います。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 金子

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp